

議案第121号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、さいたま市立病院入院中に発生した医療事故に関し下記のとおり損害賠償額を定めることについて議決を求める。

平成22年6月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 損害賠償額 9,250,000円
- 2 事件の概要 平成19年5月17日さいたま市立病院において、右人工股関節置換術を施行された相手方が、術中に右坐骨神経損傷を被り、後遺障害が残ったもの